

## 「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業（幡多地域）」

### に係る提案書技術審査委員会設置要綱

#### 1 目的

「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業（幡多地域）」の一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するに当たり、次のとおり「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業（幡多地域）に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業（幡多地域）」に関し、応札者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果、落札者としてふさわしい提案を行った応札者を契約担当官等に報告する。

なお、契約担当官等への報告は、「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業（幡多地域）」に係る総合評価審査事務を事務取扱範囲として任命された契約担当官等の一部補助者が行う。

#### 2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 外部有識者

委員 外部有識者

委員 高知労働局内部職員

#### 3 委員会の開催及び運営

委員会は高知労働局訓練課長が招集及び開催する。

なお、委員会の庶務は、高知労働局訓練課が処理する。

#### 4 設置期間

令和7年3月10日～令和7年3月31日

#### 5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。